

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

平成27年3月20日。

下田市議会議長、土屋 忍様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。

発議者、下田市議会議員、増田 清、同じく下田市議会議員、森 温繁。

議第25号 平成27年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前10時 1分休憩

午前10時 9分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告及び修正案の説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に

関する条例の制定について、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市立幼稚園条例の制定について、議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について、議第25号 平成27年度下田市一般会計予算、議第26号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第27号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第28号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算、議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第32号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算、議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算、以上26件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

3) 議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

4) 議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について。

5) 議第25号 平成27年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

6) 議第27号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

7) 議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

8) 議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算。

9) 議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

10) 議第32号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計予算。

11) 議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算。

12) 議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月13日、16日、17日の3日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長友建設課長、鈴木市民保健課長、楠山税務課長、佐藤環境対策課長、平山産業振興課長、土屋観光交流課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第25号 平成27年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第27号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第32号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑を許します。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 委員長、本当にご苦労さまでございます。

ちょっとお伺いしたいと思います。

今日、お二方から正式に修正案が出されました。そこで、委員会として、結審はどういう結審の内容であったか。つまりは、下田市の議会は、ほとんどの予算等については委員会付託をしておりますね。そして、それぞれ委員会で審議したものをそれぞれの委員の立場から修正するものは修正を委員会ですると、その上で本会議に出てきているんですが、まず委員会で、この2人の提案者は、いわゆる否決したのか、あるいは賛成したのか、この辺がこの修正案とのかかわりが重要なものですから、お尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

まず、増田議員より賛成動議の結審の際に、この4050事業、商工業活性化事業のうち商店街活性化事業補助金については、修正を条件で賛成させていただきますという賛成の意見が出されました。その結果、今回、本会議にて、この修正動議が提出されたものとみなしております。

そして、その手続上、賛成が適当かどうかという大川議員からの質問だと思いましたが、私どものほうといたしましても、事務局のご協力を得まして、今回の私ども下田市が行っている予算についての分割協議、委員会付託協議という中での修正の方法というものを調査いたしました。

これは過去にも事務局のほうで同じ事例がありまして、平成23年9月27日に地方議会研究会代表の野村先生のほうに照合を行っております。野村先生のお話というよりは、どちらかというと、この野村先生のご意見を松本英昭さんという方が「逐条地方自治法」、学陽書房から出版されておる、こちらの書籍のうちの第5次改訂版、これは21年3月10日に発行されたものなんですけれども、そちらのほうにこういった一文がございます。これは私どもが行っている109条の2の委員会の件に関する予算の執行についての解説でございます。長文ではないですけれども、ちょっと読まさせていただきます。

常任委員会の運営。常任委員会の構成によっても異なるが、その運営上、留意を要する事項を掲げれば、次のとおりである。

1、予算の審査について、各常任委員会がその担当部門に関係のある予算をそれぞれ分割審査することが事実上行われているが、予算の修正については本会議で修正することとすることが適当である。そのため修正を希望する委員は、委員会で修正の動議を提出する旨の意見を述べて原案に賛成する運用が考えられるという一文がございます。

こちら、先ほど言いましたとおり、松本英昭先生が書かれている文章ですが、松本英昭さんのこの文面というものは、もとを正せば、この野村先生の解説によるものを文章化されたものということで、事務局のほうで23年9月27日に調査を行った、そのルールにのっとり、今回、委員会のほうを運営させていただきました。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 委員長も最近の話で十分ご存じだと思いますが、総務文教委員会は昨年12月議会で、例の基本構想と基本計画の債務負担行為の予算修正が委員会で伊藤委員から出て、それで審議しました。

それで、今回のことを整理してみると、要は条件つき賛成というのは、原則的に僕はないんじゃないかと思うわけです。僕のこれは私見です。

それで、今までの下田市の議会は、どういう取り扱いをしたかという、いわゆるこの委員会で、予備費の審議は総務文教委員会ですね。その場合に、一応いわゆる委員が修正動議を出した場合に連合審査をします。総務文教委員会と厚生経済、その委員会で連合の審査をして、そして委員としてのこの手続をしたわけです。

そうでないと、いわゆる委員会の態度と本会議の態度が変わってくるわけです。賛成だと、条件つきだと、条件つき賛成というのは、なかなか理解が難しいので、それで修正の手続をする手続がある。これは本会議ではいいですよ、これ条件がそろっているけれども。しかし、下田市の場合は委員会付託を原則にしているわけです。そうだとすると、その制度を補うために、過去においては、いわゆる所管する総務文教委員会と連合審査をした上で、それで対応しているわけです。

つまりは、委員が修正を出したいといった場合には、委員長は議長に対してこういうことで、修正動議が出ているけれどもということで、連合審査を要請することで従来はやってきたんです。今の学者か何かの解釈があるけれども、我々下田市の議会の対応も一理あると思うんですが、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

大川議員のおっしゃる理由、あるいは過去の件というものも、私ども議会事務局を通して聞かせていただきました。方法としては、手続上、より慎重な審査ということで、大川議員のおっしゃる理由というのもよくわかります。

ただし、私どもは、今の現行法上のルールに従い、自治法上のルールに従い、委員会を回さなければいけない。その原理原則の理念というものは、大川議員に釈迦に説法になりますが、私は委員長として、その部分を重要視しなければいけない。過去の事例よりも、現行のルールにのっとり、その自治法を改正し、その条文にないものをちゃんとこういった形で文面化して、書籍として書かれている。野村先生のこの意見ですね、この調査結果に基づき、ルールに従い行わさせていただきました。

ただし、今回の件を通し、予算委員会のあり方、部分審議のあり方というものは、さらにこの下田市議会の中で考えていかなければいけない大きな宿題になったのかなというのは、これは委員長としての申し送り事項の中でお話しさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 修正案が出たということですので、委員会がどのような形で経過いたして、この修正案が出たということをお願いしたいと思います。

私の私見であります。私も一般質問で空き家対策の件については、一般質問の中でも、今回の要綱はまだはっきりしなくて、かなりリスクが大きいと。競合店はなるべく少ないような、リスクが少ないような形で空き店舗対策をしたほうがいいんじゃないかというようなことも発言させていただきましたので、ぜひとも委員会の経過を教えてくださいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

かなりこの4050事業、商工業振興事業のうちの商店街活性化事業補助金については、岸山議員の一般質問に関する内容も含めて、委員会でたくさんの意見、質問、そして回答をいただいております。全てではありませんが、大きなところをご紹介します。

まず、委員会からは、岸山議員おっしゃるとおり、競合店、あるいはその競合店が潰れ、また片方で補助金を充当されたものが共倒れになる可能性もあるんじゃないかという質疑であったり、また共倒れといいますか、しっかりと運用がなされるためにどのような審査基準があるのか、あるいはだれが審査するのか。その運用、P D C Aをどういった形で効果を検討し、そういったルールはどのような形なのかということで質問させていただきました。

おおよそ委員会では、この事業そのものに否定的な意見というものは、発言者の中では出ませんでした。私思うに、私が委員長として思うに、この4050事業の商店街活性化事業そのものをどうやってうまく形で活用していくかというたくさんの意見をいただきました。

ただ、それを調査するに当たって当局から出された回答及び当日いただきました資料等々を見ても、まだまだ事業者である商工会議所のほうの意見、あるいは商工会議所の考えというものがそこに十分盛り込まれていない。もう一つは、リスク回避というものもしっかりと認識されていない。事業そのものがしっかりと商店街の活性に寄与し、商店街の流動人口、あるいは経営にしっかりと反映されるようなシステムにするには、もっともっとよりいい内容にしていきたいために、その部分をもっと要綱であったり審査というものをしっかりと決めていただきたいという意見とともに、その部分がやはり今の時点で組み立てられていない以上、予算化するのは適当でないという意見となっております。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） ということは、事業自体は決して反対ではないが、内容的にまだもっとちゃんと精査して、はっきりした形で出さなければだめだということで修正を出したということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） おっしゃるとおり、委員会ではそのような形で、否定的な意見というものは出されておられません。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 委員長にお尋ねします。

まず、今回のこの予算で特徴的なのは、下田市の単独財源であると。国・県からの補助金なり交付税、交付税ということはないね、補助金を使わずに、下田市単独で出すよと。この下田市単独というのは、こういう観光なり経済振興では異例な形じゃないかなと。非常に厳

しい下田市の財源の中で、単独でこういう1,000万円という大きい金額を使うというのはいかがなものかと私自身は思うんですよね。それなら市民税を安くしてくれということもあるだろうし、ほかにも市民の中には多くの要望があるわけですよね。財源が本当にその中で、全体の中でやはり単費であれば検討しなきゃならない。この辺について委員会ではどんな審議がなされたかということが1点ですね。

それから、当然市の単費でありますから、どのようなルールの中でこのお金を出していくのか、使うのかというのは、全く下田市が自由に設計できるわけですよね。国・県のものを使えば、当然そこでの縛りはあるけれども、全く自由に使える。全く自由に使えるこのお金で、商店街の振興、それが主にやられたんだと思うんだけど、今非常に商店街で問題になっているのは、確かに空き店舗も多いんだけど、空き店舗になっていく状況がさらに問題。昨年と言えば、東本郷だけで8店舗、中を入れれば10店舗を超える、要するに2桁台の店舗が閉店に追い込まれている。この閉店に追い込まれるのをとめる算段というのも極めて重要。考え方によっては、空き店舗を埋めることよりも、潰れていく店を潰れないようにすることが、むしろ早急に手を打つべきじゃないかという考え方も当然あるんだろうと思うんですよね。

今回の商店街中心市街地の活性化においては、空き店舗しかうたわれていないけれども、むしろ今現在、非常に苦しい思いをして営業されている方々をどう支えるのかの視点が入っていないのはなぜなのかなと非常に疑問も持ったんですが、そういうことが委員会で議論されたのかどうかについてお尋ねをします。

それから、最後に、大川議員の質問に対してルールにのっとったと言うんだけど、当初の委員長の説明を聞いていますと、ルールとは思えないですね。引き出されたのは「考えられる」なんですよね。当然そういう方法もあるよというふうに普通なら読むべきところで、これが正しい、これ以外に道はないという場合には、「考えられる」ではないと思うんだよね。

そこはその文章をどう読むかという問題なんですけど、それは考えられるから、方法としては成立すると、あり得るということであって、これが正しい方法であるとか、これ以外に考えつかないよということそのままだと意味しているというふうには、委員長の言葉では、僕はそこまでは読み取れるようなものではないだろうと。

だから、一定限度、それはそれで一つの正当性を持っているんだろうと思いますよ、方法としてはね。逆に言えば、つまり確固たる方法がないと、付託されていない予算の修正につ

いて言えばね。

ただ、僕自身のこれは考え方もかもしれないけれども、大川さんが言ったように一般的に条件つき賛否はないんですよ。賛成したら、それでいっちゃうんだから、もうそれに条件つけるということは事実上あり得ないですからね。それは、だから、賛成か反対かの二者択一を議員はいつも迫られていると思うんですよ。

この一つの議会で審議を行って、賛成をしたよと。ところが、数日したら、全く同じ内容で反対するよと。それは議員が議案に対する真剣な向き合い方というんですかね、議員としての矜持というんですかね、プライドといいますか、そういうものを考えたとき、要は反対の部分があるから、全体として本会議では原案反対ですよと、これ認められないですよ。ところが、数日前には原案賛成です。それは理屈はあるんでしょう。それから、一部には反対部分もあるけれども、賛成だよ。でも、一部反対があっても賛成といたら、賛成の責任が生じるということだと思うんですよ。議会として、委員会として意思を決定するということに、当然決定された意思については責任が発生するわけで、委員会で賛成しておいて、本会議で反対に回るというのは、先ほど言ったように、そのやり方も当然あり得るんだと思いますよ、運営方法としてはね。しかし、議員として考えれば、やや無責任な印象を僕は持つんですが、その点はどんなふうに思われるか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） まず、3つの質問があったと思います。

まず、単費の運用に関してですが、これはやはりどこに、これ委員会では特に出ませんでした。そこを違う方法で使うべきだろうというものは出ませんでした。

〔発言する者あり〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 失礼しました。おっしゃいました。申しわけございません。違う事業等々に使うということをおっしゃられる委員さんもいらっしゃいました。

あとは単費が今回1,000万円という大きな金額だということによってのそういったリスク回避等々についての意見も出されました。やはりこれが県費であれば、国費であればというところの意見も同じような形で出されました。

次、開業者、ほかに使われるべきものもあるだろうという意見についても、これもやはりそういった意見も出されております。いわゆる商店街の活性というものが空き店舗対策のみに限ることはないだろうと。ただし、これはやはりさらにこれが詳細なルールであったり、

先ほど言いましたP D C Aサイクルはどのような形で回っていくかというものが開示されない限り、その部分というものは、なかなか委員会としては前に進まない状況でございましたので、それが出てからの暁の話で、どちらのほうに優先順位を持ってくるかという話は、そういった形で進まれるのかなと思います。

最後の先ほど言った条文のルール解釈及び私ども委員会のほうで今回、委員会の運営をした結果でございますが、私は委員長としては、やはりこのルールに従って、この条文に従い進めたことを……

[発言する者あり]

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 失礼しました、解説書ですね、解説書のほうをもとに従ったものでございます。それ以上のものでもございません。

[発言する者あり]

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 委員会としての回答でございますが、この条文の中で、先ほども言わせていただきましたが、そのため修正を希望する委員は、委員会で修正の動議を提出する旨の意見を述べて原案に賛成する運用が考えられるという解釈がある以上、この部分にのっとりこともルール上認められているという判断のもと、委員会は運営されたと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 委員長報告なので、委員長の私見を求めたけれども、できないよという話であれば、それはそれで結構ではあると思います。

現在営業されている店に対する支援なり何なりも必要だという議論がなされたということをお聞きして、それはよかったかと、やはりそういうことが必要だろうなと思います。

それとまた、私が空き店舗について最初思ったのは、そもそも空き店舗をやるときに、前、何かの調査をやったときに、さほど貸したいという、積極的に貸したいという人はそう多くなくて、むしろちゅうちょする家主さんが多かったというようなアンケートがあったように記憶しているんですね。ですから、本当にこれは市単独の予算で、よく厳しい財政が許したなど、甘いなど。僕には厳しいけれども、僕を含めたほとんどの議員には非常に厳しい財政ではあるけれども、これについては1,000万円大盤振る舞いができるんだから、すごいなと思ったんだけど、そのすごい内容はどうかと。

これをやるには、今、要するに空き店舗の家主さんの意向として、積極的に貸し出したい

人はどのくらいあるんだと、そういう家主さんがいるのかどうか。あるいはこういう補助が出れば、僕は営業に積極的に打って出たいよとか、こういう人たちが実際にいるのかいないのか。やはりそうしたアンケートなり調査なりを、そういうものを積み重ねて、やはりこれについて言えば、要望は多いよと。そういう町の、あるいは商店街の状況をやはり前提にした上で事業は組み立てるべきだと思うんですね。

特にこれが要するに単独というのは、それが当然できるし、それをしなきゃいかんと思うんですよ。つまり有効に使われるということが確証されて初めてやれるような、要するに市の単費であれば、事業でなきゃいかんとは思うのだけれども、その辺が委員会でどのように審議されたかと。

あえて聞くけれども、委員長の私見としてはどうかと。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

伊藤議員の持論というものは、委員会でもしこれが議論されれば、また違う方向にいったのかなと思うんですが、そこまで突っ込んだ意見も出せないほどの説明内容と提出内容が、先ほど言いましたように主体の商工会議所案ではなかったというところから、そこまで踏み込んだ議論ができなかった現状にございました。

今後、この運用に当たっては、会議所のほうでも、もしつくられてきて、もし仮にこれが議案としてあがってきた際には、今、伊藤議員がおっしゃったところまで踏み込んだ貸し主の条件、借り主の条件、どのようなメリット、どのような効果があるのかというところまでは、そういった議論が期待されるところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって、産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告

します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

5) 議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

9) 議第17号 下田市立幼稚園条例の制定について。

10) 議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定について。

11) 議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

12) 議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。

13) 議第25号 平成27年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

14) 議第26号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

15) 議第28号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計予算。

16) 議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

17) 議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

18) 議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

19) 議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

20) 議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月13日、16日、17日、19日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、高橋会計管理者兼出納室長、鈴木企画財政課長、稲葉総務

課長、黒田施設整備室長、楠山税務課長、大石地域防災課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、鈴木生涯学習課長、峯岸監査委員事務局長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第17号 下田市立幼稚園条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。

決定、修正案可決。

理由、条文等の修正を図るため。

13) 議第25号 平成27年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第26号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第28号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

18) 議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

19) 議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

20) 議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 委員長報告の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。

10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時 5分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 議第20号の下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の修正案が出されたわけですが、この審議がどのように進められ、この修正案に至ったのか。また、この修正案の内容についてご説明をまずいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） それでは、沢登議員の質問にお答えします。

20号の修正が出されたわけですが、その前に委員会としましては、この委員会に入る前に、より万全に審査をしたほうがいだろうということで、新たな資料を求め、その上で慎重に審査をしました。というのも、昨年9月の定例会において、この平成24年8月の子ども・子育て新法が成立したわけですが、その後、当局の準備、その他、経過について説明を受けたわけですが、昨年の9月の時点で、条例等はこの本会議でも可決され

て、下田市としての条例は可決されているわけですが、その後、昨年11月から、それによってこの27年4月からスタートする子ども・子育て支援という新たな法律に基づいて、11月から入園に関しての手續、その他の説明をもう既に始めているということで、そういった準備の段階、その他も含めていろいろな質問をしたわけです。

そんな中で、当局としては準備期間も非常に短かったというのも、国の政令の決定が非常に遅かったと。それを待っている中で、非常に説明等も不十分な点があるということも指摘され、委員会の中では、特に16号から20号まで、今回の法令の条例の制定があるわけですが、特に20号に関して大きく質問が出たということは、この中に保育の料金の規定がございまして、そのもとになる保育料、いわゆる幼稚園の場合は条例で定められている保育料。今回、20号の中に、特に保育の場合は規則で定めるということで、この条文の中に規則で定めるというふうな項目が載っており、条文、その他を16号から20号までの説明を聞く中で、我々議員に対してもそうですが、市民に向けても非常に説明不足のところがあったんじゃないかという点が大きな審議の中心になりまして、当局は準備段階が短かったということで、上限だけを求めて、それで条例を定めていこうという内容であったと。

準備期間が短い割には、よりよいものを出したというふうな当局の意見でありましたが、委員会としては全員一致なんです、非常に内容的にまだまだ不十分で、委員会としては、当局の案よりもよりよいものを審査していこうという基本的な姿勢に立ちまして、特に16号から20号の中で20号が一番直接保育の料金にかかわることで、いわゆる保護者、父兄等が一番かかわる問題じゃないかということで、20号を中心に議論を重ねました。

その過程で、議論の過程で、数々のいわゆる市としての目標ですとか、方向性ですとか、または他市町の比較ですとか、この上限だけを求めた理由ですとか、細かい点まで各委員からさまざまな意見が出され、その中で問題点を絞っていったところ、委員会としては大きく3点がクローズアップされまして、その一つとしまして、まず料金設定を今回のあれで条例20号の中でうたっているんですが、将来にわたって応能制になるんじゃないかという、いわゆる所得階層によって、今までは幼稚園6,100円なんです、その金額は一体どうなるんだと、そういう説明等も、我々の委員会の中でも、まだ消化としては不十分であると。

もう一つは、その説明が本来なら、こういう議会、我々議員、委員会の前に全協なり、または公共料金の審査会ですとか、または父兄に対するアンケートですとか、そういったものまで準備した段階で、こういったものは審議されるべきではないかというふうな意見が多数を占めました。

3番目といたしまして、今回、2条で規則で定めるといふふうになっているわけですが、本来、幼稚園と保育が一元化されるということで、この条文でいくと、規則といふふうになっていますと、議会としてのチェックはどうなるんだといふふうな議論も多くありまして、むしろ条例で定めるものがなければ、規則一本ですと、議会としての料金、その他のいわゆる値下げにしろ、現状維持にしろ、現状値上げにしても、チェックの機能を持たないんじゃないかという、その以上3点を中心に議論を重ねた結果、岸山委員から出されました修正案に全員一致で賛成し、委員会として修正案を提出といふふうな形になりました。

以上が今までの経過の20号の修正といふふうな概略でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 修正が3つの理由からされたということと、全委員の一致のもとにこの修正案がなされたということはわかりました。

そうしますと、あとこの修正の内容がどういう観点でなされたのかの説明をいただいておりますので、それをいただきたいと思っております。

それから、なおかつこの20号は、議第16号の下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定と連動していると。そのほかは幼稚園、保育園の廃止ですから、これは連動しているといえば連動しているかもしれませんが、直接的にはこの16号と20号の絡みということになるかと思うわけです。そこら辺のところかどのように議論がされたのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） その件に関しましては、いわゆる現在の認定こども園が幼稚園の部分と保育の部分、これが一体化されるということで、その流れの中で、この20号との関係でいくと、いわゆる規則でそういったものの、いわゆる20号の場合は保育料の料金のことについて、前段の16号というのは、認定こども園というのは両方あるわけですから、その流れで保育料の問題を解決していかなければならないというようなことで、当局案でいくと、20号が利用者負担を規則で定めて、いわゆる下田市の規則で決められるといふふうになると、それではちょっと問題があるのではないかということで、いわゆる条例、その他が大きく議論の中心に一方ではなつたということで、16号とは、いわゆる認定こども園自体が両方ありますから、それとの関連といふことでございます。

〔発言する者あり〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） この条文の岸山議員から出された修正案ですけれども、これでいきますと、条文の違いの部分がつづりの6ページ、7、8、9、左が、7ページのほうが修正前、それから右側が修正後という法律に絡んだ文言の修正が絡むということでございます。

すみません。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 総務文教委員会の委員として補足説明をさせていただきます。

この条例の修正案の眼目は、この条例は認定こども園が、敷根幼稚園、敷根保育所と分かれていたものを幼稚園、保育所という区分けをなくして認定こども園で一本化されましたよと。一本化されたことに伴いまして、幼稚園の授業料を保育料と名称変更しますということと、幼稚園も保育所も保育料という形で費用負担を求めますと。これまでは保育所については規則で料金を定めています。幼稚園は条例で定めています。一本化したときに、規則で定めるのか、条例で定めるのかということがあり、当局案は規則で定めると。つまり当局が自由に上限を決めて自由に定めると。委員会では、規則で自由に定められると、今後その料金が適正なのかどうか、市民の意見が反映されているのかどうか、議会のチェックが全く働かなくなってしまう。それはまずいので、条例で定めることによって、今後、応能式といえますか、幼稚園が定額式だったものが世帯収入によって料金に差をつけるよと。これについても議案として出てきて、議会で審議がかかるようになるというような必要性があるだろうということで、幼稚園、保育所、認定こども園の使用料金については議案で議会で審議ができるようにするということが1点ですね。

もう1点は、今のお話は16号があったんですが、17号の幼稚園条例の制定についての条例があるんですが、その中で附則で幼稚園の授業料の徴収条例の廃止がうたわれているんですね。つまり認定こども園のこの条例改正に伴って一本化されて幼稚園の授業料が保育料にかわったことに伴って、幼稚園の徴収条例が廃止されましたので、ここで修正案で定めないと、来年1年間、幼稚園の徴収する根拠を失ってしまうわけですね。したがって、この修正案でこれまでと同じ保育料を認定こども園、幼稚園もとりますと、こういう定めをした内容です。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 伊藤議員の説明で対応につきましてはわかりましたが、内容的にこれ

見ますと、入所児童の属する世帯の階層区分、3歳未満、3歳、4歳、こういう区分で、当局の提案してきた区分とは大変違うということがあろうと思いますし、そういう意味では、16号の認定こども園の中に、むしろ条例で定めるというのは賛成ですので、20号にかかわる料金の部分をうたうべきではないのかと。別条例ではなくて、この中にうたうべきではないのかというような疑問を持っているわけですが、そういう議論というのはされたのか、検討はされたのかされないのかお尋ねをしたいと思います。

そして、幼稚園、保育園はあるにもかかわらず、下田保育園、下田幼稚園があるにもかかわらず、料金については保育料、あるいは授業料ではなくて、負担料という言い方ですか、そういうものに統一しようという、こういう概念でいいのかどうなのか、そのところの議論がどうされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 沢登議員の2番目の質問のその議論は、今回の委員会ではされませんでした。

1番目の料金の件なんですが、これはいわゆる先ほども言いましたように、20号の先ほども言いましたように説明不足もあり、利用者に対しても不十分ということで、この修正案で本年度はいわゆる今年の26年度のまま、27年度は料金のほうは、27年度中に利用者の説明会、アンケート、公共料金、その他、我々議会に対しても提示して、その上で決定していくという、料金についてはそういうこととさせていただきます。27年度は今年のままということとさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、議第25号 平成27年度下田市一般会計予算に対し、増田 清君及び森 温繁君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

増田 清君。

〔12番 増田 清君登壇〕

○12番（増田 清君） 下田市議会議員、土屋 忍様。

発議者、下田市議会議員、増田 清、同じく下田市議会議員、森 温繁。

議第25号 平成27年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

6款1項2目、321ページですけれども、4050事業、商店街活性化事業補助金1,000万円を削除し、修正をする議案でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 大変簡潔な説明でございましたけれども、委員長に対する質疑である程度理解をいたしましたけれども、修正理由をより詳細に丁寧に教えていただけませんか。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

〔12番 増田 清君登壇〕

○12番（増田 清君） この事業の補助金交付要綱ですね、この要綱がまだ不備ではないかと。計画もそうですけれども、具体的な運用につきましては、はっきり提示されておられません。そういうことで私の判断として、もう少し中身を詳細に煮詰めて、再度提出すべきだと考えましたので、今回の修正案を提出したわけでございます。

具体的に言いますと、下田市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域をいう、言うなれば、旧町内に限っているわけです。さっき伊藤議員からもお話がございました。東本郷もシャッターがかなりしまってまいりました。果たしてそこだけでいいのかという問題もあります。

それから、1件500万円、2件募集ですけれども、1,000万円。これらについての言うなれば補助を提出する担保というか、その辺もはっきりわかっておりません。言うなれば、この要綱でいきますと、3年間は報告書、事業報告書を提出しなければいけませんよと。だけど、2年間はちゃんと家賃も補助しますよ。3年間は必ず報告しなさいと、状況報告書ね。また、なおかつ5年間はちゃんと資料を用意しておきなさいということなんですね。何年やったらいいのかははっきりわかっていないわけです。

ただ、業務報告はあるけれども、何年この事業をやったらいいのか。それもわかっておりませんし、言うなれば、事業をやる方が賃貸契約するんですか、直接賃貸契約をする。その辺も会議所はどこまでそれについて関与するのか、市はどうするのか。この辺のことも法的

にこれから煮詰めなければならないということを担当も言っておりますので、これらもやはり大事な下田市の血税でございますので、間違いのないように執行していただきたいということで、今回こういう考えに至りました。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 増田議員に聞きたいんですが、要は委員長の報告の中に、空き店舗対策は必要だと、これが委員の共通した認識だと。この点についてはそのような理解をしてよろしいかどうか、これが第1点目。

それから、この要綱案、我々まだ総務文教委員の委員は見えていないんですけれども、いわゆるこの要綱案で実質的な適用時期、この要綱を適用する時期、これについては明言されているのかどうなのか。というのは、新しい新制度ですから、当然行政と商工会議所は、要綱ですから、この委員会で指摘されたことを踏まえて修正、あるいは内容を精査して改善していくんだろーと思います。そうすると、一定の準備期間が必要だと思います。そういうような意味で、二、三カ月は恐らく準備期間として必要ではなかろうかと。そして、実際要綱をきちっとしたものにしていくというのが推定されます。そういう点で、この要綱はいつから適用というのが明言されておられたんですか。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

〔12番 増田 清君登壇〕

○12番（増田 清君） 空き店舗につきましては、過去の議会でも議員の方々、私もそうですけれども、もう少し空き店舗対策をすべきだという話をしてきました。その中で、当局の答弁では、調査したけれども、貸す人はいないんだよと。これは貸す人の都合でなかなか借りることはできないというのは現実ではなかろうかと思えます。この報告は、議会の中ではそういう報告を受けていました。

そしてまた、今回の補助金でございますけれども、事業者の要件として、交付申請から3カ月以内に事業を開始しなさいという項目が入っております。それ以外にいつからという日にちは入っておりません、期日は入っておりません。募集もいつからという期日も入っておりません。

〔発言する者あり〕

○12番（増田 清君） そこも入っておりません。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 修正とは関係ないかもしれませんが、市役所とともに商工会議所とやるという話というのは、商工会議所を抜くという形で、市役所単独ではできないのか。そういう形は考えられませんでしたでしょうか。

なぜかといいますと、商工会議所を入れるということは、まず起業目的でその空き店舗を貸せると、そういうのが主になると思います。そうではなくて、もっとソフトの考え方で、市役所が単独でやって、それで空き店舗を貸せると、そういう判断というのはできなかったでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

〔12番 増田 清君登壇〕

○12番（増田 清君） 今回の計画は、あくまで商工会議所が原案をつくり、商工会議所が担当するというで説明がありました。直接、市がこういう事業をやるということではないと思います。そういうふうに私は理解しております。

あくまで商工会議所は、それについて市が補助する。言うなれば、商工会議所が企画しまして募集して、それについて市が補助する、そういうことだと思います。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 起業するということは、決して悪いことではないとは思いますが、リスクが余りにも大き過ぎると。この要綱をちょっと読ませていただきましたけれども、それに関しても、商工会議所はやはり抜いたほうがいいんじゃないかという、そういう考えに陥りましたので、またちょっと修正には関係なくて申しわけありません。それについてももし修正を出した議員の方の考えがありましたらお願いします。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

〔12番 増田 清君登壇〕

○12番（増田 清君） それについては、私は何とも申しませんが、過去、商工会議所が空き店舗調査、それから昨年度は中心市街地活性化の問題でいろいろ調査しています。その結果、今後どうしたらいいかという対策は打ち出していないわけですね、会議所としても、市役所もそうですけれども。そういう中で、やはりこの空き店舗対策事業が市が中に入らなければ、なかなか貸す方がいないんじゃないかなという感想は自分としては持っております。

そしてまた、余談になるかもしれませんが、今、市内では、これは鈴木 敬議員の

近くですけれども、南豆製氷所跡地で新しい店舗が、この7月ですか、開設するということです。そういうふう自力で若い方々が、言うなれば、資金を調達してやるという大事な時期だと思うんです。そういう人がいるのに、やはりそういう方々の意思は尊重していかなくちゃいけない。どんな店がやるか私はわかりませんが、どういうことをやるのかを見てから、またこういう考え方で、言うなれば、市の事業として補助して行っていく、何らかの形で、空き店舗もそうですけれども、中心市街地の活性化問題を具体的に政策を何か考えて行っていくということは大事じゃないかと考えます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって、修正案に対する質疑は終わります。

ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第16号は、ご案内のように、議第17号、18号、19号、そして20号に絡みます条例の改正ということになっていようかと思うわけであります。

その内容は、子ども・子育て支援法の施行及び等々の法律の改正に伴うものであると、こういうことですが、十分に審議がされていないと、大きな改正点があるかと思えます。

保育料、あるいは授業料、これらの概念を負担金に改めていくと、こういうことですので、20号だけではなく、16号も含めて、これは再検討していただくと、きっちり検討していただいて、議会に出していただくと、こういうことが必要ではないかと思うわけであります。

認定こども園の条例をつくることによって、幼稚園、保育園条例を廃止して、そして料金だけは一本の料金の体制を負担金というような体制でつくると、こういうことですが、

そして、皆さんの議論の中で、きっちりお父さんやお母さん、市民の皆さん、ご父兄の皆さんの意見を聞いてから定める必要があると。それから、広く議会の議決権を侵さないように、それぞれ3つの理由を挙げられたかと思うわけですが、この3つの理由が短時間の間で十分検討されたら、こういう判断は当然でき得ないと思うわけであります。

したがって、16号から20号につきましては取り下げをいただくと、再検討、再提出を

していただく、こういうことで何ら時期的にも、27年の4月施行というぐあいになっておりますが、現条例があるわけでございますので、何ら問題はないと私は考えるものであります。

したがって、議第16号は否決すべきものとして反対するものであります。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 認定こども園の条例の一部を改正する条例についての賛成意見を述べさせていただきます。

この改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、上級法との整合性を整えるということが第一義的な問題であります。それと、現状、認定こども園というのは、幼稚園と保育所が2つ同時に一つの施設の中にあるという大きな矛盾を抱えております。人事面においても、敷根保育所の園長がいて、敷根幼稚園の園長がいて、認定こども園の園長がいると。園長だけで3人おるわけですね。そこでうまく回るのかといえ、やはり齟齬が生じざるを得ない。今回のこの改正によって、園長は認定こども園の園長ただ一人になるわけであります。こうした人事面での整理がつくことによって、より子供、幼児に対するサービスができるだろうと。

そして、幼稚園、保育所については、常に教育なのか、保育なのかという問題がつきまわっておりまして、同じ施設の中にあつてさまざまな問題点があつたけれども、認定こども園が一つになることによって、まだ所轄庁の整理はついていないけれども、現実の現場では幼児教育と保育所の保育について、ともに手を携え、同じ中身で同じ理念で進むことが大いに期待されてくる。したがって、認定こども園の内容が充実されるし、その管理体制についてもすっきりしたものになるだろうと。

料金については、20号の問題でありますから、ここでは今申し上げたように管理体制、それから内容、そうしたものがすっきりしてくるな、充実してくるなという期待を持たせるものであるというふうに考えて、賛成意見を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

討論、採決の途中ではございますが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

なお、写真撮影がありますので、よろしくこのままお願いいたします。準備をいたしますので。

午前11時48分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き討論、採決を行います。

次に、議第17号 下田市立幼稚園条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

[7番 沢登英信君登壇]

○7番（沢登英信君） もとの幼稚園条例を廃止して、新たな制定をすると。これもご案内のように、子ども・子育て支援法の関連の条例法案ということではありますが、今なお認定こども園及び児童福祉法に基づきます保育所、あるいは教育の法に基づきます幼稚園、これらの残念ながら法的な整備がきちりとなされていないということは言えるのではないかと思います。

そういう状態の中で幼稚園、保育園があり、従来は幼稚園、保育園を合築したような形でありました認定こども園、こういう形態の状態になっているわけですが、これを改正していくということについては、下田市としての十分な議論を進めていく必要があるかと思えます。

実態的には、父兄や公聴会を開くことなく、当局提案のままにこの条例が出されて、議会で議決されようとしているわけであります。

認定こども園につきましては、先ほど伊藤議員から、その体制が認定こども園の園長、幼稚園の園長、保育園の園長等が人事的にあって混乱しているんだと。これらが整理されるの

で賛成であると、こういうお話をいただきましたけれども、やはりそれだけにとどまらず、認定こども園の大きな課題の一つは、子育て支援センターであろうかと思うわけであります。

ところが、これらが施設が狭くて年齢別にしなければならないと、こんな事態を迎えていると。こういう現状もきっちり分析することなく、どうしていったらいいかということの条例と絡めて検討していかなければならない課題ではなかろうかと私は思うわけです。

これらの具体的内容の検討がされずに、国から定められた条文を参考にしたのみで条例制定をしまっているのは、大きな問題点を残すという心配がありますので、この条例については反対でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議第17号 下田市立幼稚園条例の制定についての賛成意見を申し上げます。

ただいま議第17号 下田市立幼稚園条例の制定についての反対意見を聞きましたが、子育て支援センターの施設が狭いという幼稚園制定条例とは全く無関係な理由での反対でありましたので、それに反論する必要はないだろうと。

認定こども園の中に、全く異なる幼稚園と保育所という2つの組織がそのまま存続させておくよりは、やはりそこは一つの組織として機能させたほうがはるかに有意義であろうと。そのやるための法的上の整理の中で、下田市立幼稚園条例の制定があるわけでありますので、一環したものでありますから、当然賛成して進めるべきであろうということでございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第17号 下田市立幼稚園条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可

決することに決定いたしました。

次に、議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第16号、17号と同様の理由で18号についても反対であります。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定についての賛成意見を申し上げます。

子ども・子育て支援法の改正に基づいて今回の条例が出てきて、保育所条例を全部改正するんですが、保育所についてはこれまで規則で定めていましたので、保育所の料金について議会は全く関与することができませんでした。

しかし、18号の保育所条例の全部を改正する条例と連動して、20号において保育所の保育料も規則であったものが条例で定めるようになりましたから、議会がしっかりとその料金についてその妥当性を審議することができるようになった、これは市民のためにも大変いいことだし、議会としても前進したんだろうと思います。

よって、賛成いたします。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する総務文教委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 原案につきましては、皆さん議論されてまいりましたように、この決定状態につきましても、審議会を設けたわけでもなく、市民の、あるいはお母さん方の意見を聞くわけでもなく、当局の提案として出されてまいりました。

そして、その上限を定めるという形の規定でございますので、4倍以上の引き上げも可能になると、こういうような形で、議会の議決権そのものがないがしろにされる可能性もあると。そして、お母さん方の思いや意見が反映されてもいないと、こういう大きな内容を含ん

でいるものでございますので、ご参会の議員の皆さんも、この原案には反対だと、こういう意見であろうかと思えます。

そして、これを修正という形で、実態的には現実の料金について言えば、現実の実態と何ら変わらないような形で1年間経過をするんだと。そして、1年後には当局が再検討されるかどうか、新たな提案を恐らくされるであろうと、こういう想定のもとで進められてきているかと思えます。

ですから、この趣旨からすれば、この原案は否定をすべきものであります。そして、修正案につきましても、これは議会修正をするのではなく、きっちりと議会の意思を示す、否決をするという対応で、当局にきっちりとその内容を再検討していただくというのが私は一番ベターではないかと思うわけであります。

この当局案の中では、この負担金につきましても、幼稚園部分の負担金を定額でない応能制にしていこうという。応能制がいいのか悪いのかの議論もなくされてきたので、とりあえず1年間先延ばしをするんだと。こういうことでは、やはり不十分ではないかと思えますし、なお長時間保育といいますか、保育部分のところも、3歳未満、3歳以上のたしか区分であったかと思うわけでありますが、3歳未満、3歳児、4歳児、現行の3段階に倣って改正をしていると。

なお、幼稚園でいきますと、夏休みには休暇があります。学校休暇がありますように夏休みがある。したがって、この8月の料金については別の定めになっていると。しかし、これが本来の意味での認定こども園という体制で考えるならば、8月の保育は要らないのかと。8月の保育をしてもらうのは、長時間保育のほうにいかなければならないのか、こういう課題も議論が十分されていない内容ではないかと思えます。そういう意味では、16号から20号までは、本来、当局に差し戻して、十分検討を求めて再提出をしていただくというのが最善ではないかと思うわけであります。

修正案の持っているこの姑息さは否定されてしかるべきだと、私はこう考えるものでございますので、原案にも修正案にも反対でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を

定める条例に対する修正案に対する賛成意見を申し上げます。

当局案は、利用者については最高額を定めて、実際の額は全て規則で定めることによって当局が決めますよというものでありました。これに対して、また幼稚園は定額でありましたけれども、これに応能負担といえますか、世帯収入による料金の差を設けるとというのが原案でありましたが、委員会では、まず規則で定めることはやめて、条例で定めるということになりましたので、幼稚園についても、保育所についても、議会がしっかり審議をするようになったと。

それから、応能部分、これについても必ず採用するというものではないですと。現行どおりいくよと。

なお、当局のほうでは、今後、保護者の意見を聴取し、アンケートを実施するなど、また公共料金等審議会においても、現状は保護者の委員さんがおりませんので、その返答についても保護者の参加を求める等しながら、そして公共料金委員会の審議においても、保護者の意見が反映できるような方策をとりながら検討していくと。

結果として、そのことがどうなるかは、当然条例の改正ということになりますから、議会ですっかり審議ができるようになるわけであります。このままの条例でいけば、保育所の部分については議会審議必要ありませんから、現状は規則で定めるようになっているので審議できないんだけど、この条例によってしっかり議会の関与ができるようになったということでもありますので、20号について賛成するものであります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

[7 番 沢登英信君登壇]

○7番（沢登英信君） 議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

平成27年度から29年度までの3カ年間の第6期の計画のもとに、27年度のこの条例が改正されるわけではありますが、その内容は介護保険料の値上げということであります。

従来、ちょうど3段階の4,455円、これが4,900円に引き上げると、10%強の引き上げになるわけではありますが、6段階でありましたものを9段階にするということで、10%程度の引き上げにとどめたいという意図につきましては評価をするところでございますが、第9段階の状態におきましては、24%からの引き上げになっているわけであります。

8,000万円ですか——の積立金のうち6,000万円を取り崩して、年間2,000万円ずつ繰り入れていこうということではありますが、その2,000万円でも189円だったかと思うんですが——の引き下げにとどめるだけであると、こういうことでございます。

2,000万円については第7期の部分に残しておきたいんだと、こういうことでありましたけれども、この期に及びまして、3年ごとに高齢者が数も増えて、この介護保険の費用が必要になってくると。特別養護老人ホームの方々も、緊急に40の方が、そして150人からの方々が特養に申し込んでも、施設が満杯で入れないと、こういう状態にあるわけであります。このサービスの提供と介護保険料の値上げが一体ともになっていることは理解をするわけではありますが、最大の努力をして、引き上げないように、引き上がらないような努力は、私はすべきであると思うわけであります。そういう点で、まだまだこの介護保険料を引き上げな

いようにしようという努力については不十分ではないかと。2,000万円を残しているという
ような状態もあろうかと思えますし、さらにお年寄りへの体制を強化していくという面では、
この引き上げには反対をすべきと考えるものであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） 議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て、賛成する立場から討論を行います。

今回の保険料の改定ですが、背景としましては急速な高齢化がございます。当局の説明に
よれば、平成26年9月末の認定者数の総数は1,377人、平成29年度になると1,671人になると
推計しております。

介護給付費の見込みは、平成27年度、平成28年度、平成29年度の3年間で約71億1,690万
円を見込みました。

介護保険料の算定のワークシートによれば、基準額は5,000円を上回る額が算出されまし
たけれども、そうは言いつつも、できるだけ保険料の抑制を図るために、介護給付費準備基
金から3分の2の6,000万円の取り崩しを行い、算出額よりはより抑えられた金額となっ
ております。そういう意味において、下田市の実情に合った介護保険料の改定でございますの
で、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については賛成でございま
す。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長
の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 平成27年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番（鈴木 敬君） 平成27年度予算に対する賛成意見を申し述べたいと思います。

個々の項目、事項について、平成27年度予算全体についてすっかり私自身としても賛成というわけではないような項目もありますが、おおむねやむを得ないものと認めるということで、平成27年度予算は賛成します。

今回問題となっております4050事業、空き店舗対策事業に対する1,000万円の補助金、空き店舗対策事業について修正案が出されておりますが、これは私は修正案そのものに反対する立場から原案賛成の意見を申し述べたいと思います。

空き店舗対策事業、4050事業は、この議会においていささか唐突的に出てきたというふうな印象は免れませんが、しかし、議員全体がやはり下田市の現状を見て、空き店舗対策を何とかしなければならぬというふうな思いは皆等しく持っているものと思います。そのような中で出てきたこの空き店舗対策の事業の内容なんですが、おおむね1,000万円、1件につき500万円の補助金。その内訳においては、2年間、家賃2分の1、また改装費の上限2分の1、合わせて1件500万円の補助金を新規事業者、まちで新たに起業する、事業を起こそうとするものに支援するというふうな事業内容であります。

これに対する修正案提出者、あるいはその他の私たちの産業厚生委員会の中でも、修正案に賛成する意見の方も何人かおられるようですが、その人たちの言っておられる一番の論点

というのは、まだこの事業そのものの内容が固まっていないのではないのか、要綱的なものもあるのかどうなのか、要綱的なものもはっきり規定されていないのではないのか、まだ事業そのものの構想が十分に熟していないのではないのかというふうな点が修正者たちの一番の論点であると思います。

そこで、委員会としても、産業振興課から要綱を提出していただきまして、当局の作成した要綱案を見させていただきました。しかし、また、この事業そのものは商工会議所が事業主体となるような事業内容でありますので、商工会議所自体がどのような事業内容について商工会議所としての要綱的なものを持っているのかということについては、委員会審議の中では明らかにされませんでした。当局としては、そこら辺の会議所の意向も酌みながら、当局案とお互いにすり合わせ、協議しながら、より要綱を整備し、この事業がうまく進んでいくようにやりますというふうなことで、実施時期も明らかにされておりましたが、夏以降、6月とか7月とかそこら辺のところを一応予定しているというふうなことでありました。

そういう中で、今回の委員会審議の中で出たいろいろな意見も考慮しながら、より要綱内容を精査し、現実的に、具体的に事業展開しやすいような要綱にしていければ、この事業は進めるべきものだと思います。

要綱、要綱で縛って、きっちりと事業者の資格だとか、資金計画だとか、いろいろなもの、リスク対応だとか、もしだめなときどうするんだとか、いろいろなこと、いろいろな不安というのはあると思いますが、そこを全部要綱できっちり書いて、それでやらなければ事業をしてはいけないとか、そういうものではないと思います。ある程度の大枠の要綱的な内容がまとまっていれば進めるべきものだと思います。

そして、そのリスク管理に関しましても、一応新規事業者、やりたいというふうなものに対する審査というものを会議所を主体に審査会をつくり、そこに市も加わり、しっかりと人物を調査し、精査し、そしてこの人物ならある程度大丈夫だろうというふうなところから事業が始まっていくのだと思いますので、何も知らない、わからない、海千山千のわからない人を補助金の対象者にするということでもないと思います。

そういうふうな形で、いろいろ今回いただいた当局案の要綱の中でも、例えば中心市街地の概念についても、この中では中心市街地活性化基本計画に定める中心区域をいうというふうなことで曖昧としています。内容は旧町内と武ガ浜というふうなことらしいんですが、しかし、私たちの考えでは、やはりそれに東西本郷も加えるというふうなことも必要であろう

というふうな意見も出ております。そこら辺のところ、範囲についても、どこまでの範囲にするのかというふうないろいろな意見があると思います。中心市街地という概念そのものがまだ議会の中でも、あるいは当局のほうでも、しっかりと中心市街地はどのようなものであるかということ自体もまだ策定されてはおりません。

市長のコンパクトシティという、そういうようなプランもお聞きしますが、それが中心市街地とどのように関連していくのかについての具体的な説明もいまだありません。ですから、中心市街地の概念一つとりましても、いまだ現時点では曖昧な点もありますが、このような事業を展開していく中から具体的にいろいろな問題が出てきたときに、それを協議していく、新たな問題としてとらえ、それをどうやったら乗り越えていけるのか、必要とあれば、新たな政策、新たな事業も立ち上げる、あるいは新たな条例もつくっていく、そういうふうな形でやっていくというふうなことが今現在求められているものではないかと思っております。

中心市街地、確かに物すごく衰退しております。シャッター街が物すごく進行しておりますし、私の住んでいる町の隣の町では、商店街、5月以降は、昼間、日中あいているお店が2軒しかなくなってしまいます。2軒。昔は十何軒あった通りが、5月以降は昼間あいているお店が2軒だけというふうな状況になってしまいました。そのほかにもいろいろな事業所が、今、下田のまちからなくなっていっております。喫緊のあれでは、ゴルフ場が閉鎖するだろう、あるいはしたろうという話もありますし、病院でも、県南病院が閉鎖するんじゃないかとかというふうな、雇用をある程度、10人以上、あるいは何十人と抱えているような事業所がどんどん姿を消しております。また、飲食店、小さな飲食店も、どんどん姿を消しております。そういうふうな今の下田市の現状にとって、新たにまちで事業を起こす人を呼び込む、そのような施策が絶対必要なんです。必要なんです。ですから、そういうふうな呼び水、そういう人たちを呼び込むためのいろいろな施策を、いろいろリスクがあるかもしれませんが、やはりやるべきだと思います。やってみていろいろな問題が出てきたら、その都度解決していくというふうなことで取り組んでいくべきだと思います。

いろいろあーだこうだ、いろいろ理屈というんですか、いろいろなことを言いながらやめる、足を引っ張るようなことではなくして、少しぐらいのリスクがあるかもしれないけれども、この際はやるべきだというふうなことを私は強く訴えて、この修正案に対する反対、平成27年度予算案原案に対する賛成意見とさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第25号 平成27年度下田市一般会計予算に反対する討論をまずさせていただきます。

施政方針でも言われておりました重点事項の第1は、防災、災害対策事項ではないかと思えます。個人住宅の耐震診断業務20件足らず、この旧町を考えましても、木造の古い建物は恐らく1,000件以上あるのではないかと思うわけであります。そして、木造家屋の具体的な補強事業については3件しか見込まれていないと、こういう事態であると思えます。

そして、市役所の危機管理能力を向上のために、市災害対策本部の機能充実が必要だと、こう訴えているわけでありますが、市民の安全・安心こそがまず進めるべき課題ではないかと私は思うわけであります。

市民には耐震シェルターを補助するんだということですが、今そういう意味で、揶揄的に言えば、市長室にこそ鉄枠の安心シェルターが必要ではないかと思うわけであります。このような対策をとって、やはり新庁舎の建設がなければ安全対策は図れないんだと、情報の集中や伝達ができないんだと、こういう見解は、やはり実態を見ますと、改めるべき方向では私はないかと思うわけであります。

何よりも、災害対策と言えば、千年に一度の南海トラフ巨大地震、津波に対応することも当然必要であります。しかし、40年に一度起きている原発災害に対応していない、最大の私は欠陥であろうと思うわけであります。静岡県には、ご案内のように浜岡原発がございます。わずか70キロ圏、あるいは80キロ圏内に、伊豆半島及び下田市は入っているわけであります。当然過酷事故が起きますと、放射能の被害で、ここには住んでいられなくなる事態が引き起こされるわけであります。

しかし、県の防災対策に従っている市当局の見解は、31キロ圏内以外のところには放射能が降ってこない、住んでいられるんだ。この伊豆半島の下田市は31キロ圏内の人々の避難地とするとされているわけであります。とんでもない想定のもとに原発災害対策が進められている。あたかも原発は安全であるかのようなみなし方がされているわけであります。

県の指導に従い、自分の頭で考え、下田市として市民の生命・財産をどう守るか、この観点がまず欠落をしている、こう指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

新庁舎の建設と合わせまして、県の総合庁舎の移転用地として、下田スポーツセンター、あるいは子育て支援センターのこの敷地の敷地を県に提供しようと進めているわけであります。まさにこの楠山市政の姿勢は、市長の顔が市民のほうではなく、県知事のほうに向けら

れているという残念な状態を示しているのではないかと思います。

市民が現に利用しているスポーツセンター、そして不十分ではありますが、お母さん方や子供が日々利用している子育て支援センターを壊してまで、県の総合庁舎の用地として提供する必要が果たしてあるのでしょうか。このような疑問に、この予算は全くこたえていないと言わざるを得ないと思います。

新庁舎の建設につきましては、今年度は3,672万1,000円の予算を組まれているわけですが、建設基本構想、基本計画の作成委託がその主な内容であろうかと思います。多くの市民の皆さんから位置の問題、狭隘で狭いところだと。そして、落石や液状化の心配もあるのではないかと。さらに、津波が押し寄せてきたときには、火災の心配も、流域のプロパンガスや、車やらがそこで行き着くわけですので、大変な火災が引き起こされる、こういうことが想定をされているところであろうかと思います。したがって、市民の合意もきっちり得ていない、こういうことが言える場所であろうかと思います。

さらに、当初案につきましては図書館と合築をすると、この今のこの土地でございましたから、駅前、伊豆急駅前のこの土地は、図書館と合築をしてもいいところである。あるいは敷根につきましても、中学校と隣接地でありまして、図書館があってもよかろうと、こういう判断がなされたかと思うわけではありますが、この計画は集中していくという考え方で進められてまいりました。

ところが、図書館は総合庁舎があいた場合にそこを利用するんだと、こういうぐあいになってまいりました。市内の活性化の状態を考えますと、教育委員会や中央公民館、あるいは図書館が旧市内にあってもよかろうという意見は、当然出てこようかと思うわけでありまして。ところが、これらの意見も十分に検討されないままに、国からの起債が今、頑張れば受けられると、こういうことで進めようとしているのではないかと思うわけでありまして、一呼吸をおいて新庁舎の建設は十分に検討し直す必要が私はあるものと思うわけでありまして。

そして、今日の不況のもとで経済対策をどう進めていくか。観光予算を重視した、その今年度予算の実態が明らかとなってこようかと思いますが、黒船祭一つ取り上げましても1,700万円の補助金を出そうと。そして、990万円からの寄附金を集めて、約3,000万円近くの前年度予算で黒船祭を執行しようとする。76回目になりますでしょうか、ということで、黒船祭を盛大になしていくことは必要なことと私も判断をいたしますが、このようなやり方を続けていけば、やはり破綻を来すということは言えるのではないかと思うわけでありまして。

地元や商店街の皆さんから寄附を仰ぐことはなかなか困難な事態になっていようかと思

ます。市の予算、お抱えの招待者の黒船祭でいいのか。本当の意味での日米親善の黒船祭に成長させていくと、こういうことがより一層求められているのではないかと思うわけであり
ます。

そして、楠山市長は、市長になる以前、黎明のお酒づくりとか、あるいは開国の紅茶づくりだと、地産地消といいたいまいしょうか、この地方の産物をつくって大きく下田を活性化させていこうと、こういう姿勢をとられました。この姿勢は多くの市民が評価をし、より一層頑張
ってほしい、こう思うところであろうかと思えます。

しかし、楠山市政のこの行政におけます地産地消とは全く別な方策が進められようとして
いるわけであります。それは、退職者不補充という方針のもとに、清掃収集業務を民間委託
した。今年度もさらに完全委託をしようとしている。さらに、焼却場の業務まで、やがては
委託にしようというわけであります。まさに地元の若者が多くの職場として下田市の環境衛
生に携わる、その誇りの職員を今年度も退職者不補充で仕事が回っていかない、正職の仕事
を臨時として1名を採用する予算を組んでいるわけであります。

そして、何よりも、学校給食におけます28年度4月から、これを民間委託にしようという
方向を定めているのではないかと心配をしているところがございます。22名の職員が、この
4つの給食調理場に勤務をし、日夜、安心・安全の学校給食の業務に携わっているわけであ
ります。これを民間委託にする東京の業者、あるいは市内の特定の業者に委託をすることが
想定されているのではないかと思います。直営にすれば、年間材料費まで含めて6,100万円、
これが7,000万円を超える。委託にすれば7,000万円を超える費用が必要だという試算が教育
委員会当局から出されているにもかかわらず、委託にすれば、より一層費用がかかるとい
うことが明らかにもかかわらず、平成27年度当時から退職者不補充の方針で、これらの業務は
民間委託にすることが定められているので、そのような方向で進めていくんだと。まさに、
学校給食のあり方懇談会の皆さんの意思を無視するような形で民間委託が進められようとし
ていると言えらると思うわけであります。

このような地産地消を進め、地場の野菜やお魚、あるいは肉を市内の商店から調達をして、
安心・安全の給食を子供たちに提供する、こういう方向ではなく、人件費を削減し、安い食
材を大量生産して、安上がりの給食をつくっていこうという方向が今定められようとしてい
るわけであります。このような方向を定めます27年度予算には反対をせざるを得ないとい
うのが、その実態であろうと思えます。

そして、次に、人口減少、子育てしやすいまちをどうつくっていくのかという課題につき

ましても、大変大きな問題点を私は含んでいようかと思うわけでありませう。

ささやかな例で恐縮でございますが、認定こども園、このバスで通園するお子さん方は、稲梓地区のお子さんには、片道45分以上バスの中で揺られてきているのではないのでしょうか。帰り道も同様であります。しかも、3,000円のバスの費用を支払えというわけであります。当局の都合で、地域にありました幼稚園、保育園を廃止し、認定こども園に集中をしたわけであります。これらの課題から言えば、当然バス代は無料にすべきであると思ひますし、45分も小さい子供が揺られてくるというような事態は、早急に解決をしなければならない課題ではないかと思ひます。子育てを本当にしやすいまちづくりをしていくということになれば、地域、地域で子育てができるような仕組みをつくっていくということではないかと思ひます。

また、高齢化の中でお年寄りの人口が大変増えてきているわけであります。社会教育としての公民館活動、多くの方々が公民館を利用し、お年寄りの交流を深める、あるいはカラオケをやるとか、いろいろなことが進められてきていようかと思ひますが、中央公民館を残すのみで、吉佐美の公民館、あるいは中、本郷、白浜の原田の公民館等を次々に廃止をしていこうという方針を明らかにしてきているわけであります。新たなこの下田市の現状の中で、公民館をより一層、市民のコミュニティーづくりの重要な施設として位置づけていく必要は私はあるかと思ひますが、これらのことも行政改革、17年前に定められた方針のまま一方的に進めようということが27年度予算の内容ではないかと思ひます。

さらに、まちづくりの活性化、産業、観光や、市の第一次産業を活性化していくことが大変求められていようかと思ひます。下田市の財政総合戦略をつくって、これらを進めていくんだと、こう述べているわけですが、まち・ひと・しごとの地方創生、まさに地方が疲弊をしているがために、地方創生を言わざるを得ないというのが現状ではないかと思ひます。

アベノミクスとは、まさに大企業や大資産家の利益を擁護はいたしましても、この下田においてますます経済は疲弊しているというのがアベノミクスでは解決できないというのがその実態ではないかと思ひます。その根本の思想は、何といたしましても、あらゆる場面で地産地消の政策を実行していく、こういうことではないかと思ひます。

下田市は、観光地であると同時に、漁港を持ち、大きな港町でもありました。今、20万円程度の補助金をもって、現在も北海道から鹿児島から40隻当たりの船団がこの下田を訪れてくれ、キンメを初めサバ等、水揚げをしてくださっていると。この金額も2億9,000万円を

であります。

○議長（土屋 忍君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） 議第25号 平成27年度下田市一般会計予算修正案に賛成の立場から討論を行います。

まず、修正というのは、議案を通すということが前提となっていることを申し述べておきます。

この修正いたしました商工費に疑問を感じましたのは、主体となるのが商工会議所で、全面的にお願いをするという内容になっているところです。

過去の事例を見てみると、特定財源があるものではありませんが、いっぷく堂やらくらや、そういった運営など、活性化に必ずしも寄与していないにもかかわらず、商売をやっているプロに期待をしたと、そういうふうに言っているわけです。

今回の内規に関しましても事前打ち合わせをし、資格要件を厳しくしていくとのことではありますが、権利関係の甘さも指摘をされました。そして、何よりも商店街活性化事業補助金1,000万円は、全額一般財源であります。使用を目的制限されていない一般財源というのは、自主財源である税の減収が見込まれる中、最も貴重な財源と言えます。その使い方として果たしてよいのでしょうか。

長い間、財政再建に取り組み、慎重な財政運営をしてきた下田市としては、珍しく乱暴な予算の組み方だと思えますし、うがった見方をすれば、一般財源100%のこの1,000万円の行く先が決まっているのではないかと、そんな思いにとらわれてしまいます。

また、この事業は他市でもやられているわけではありますが、当局が参考にした富士宮市、熊谷市、こちらでは余り効果がなかったと、予算を提案された当局が認識を持っているようでありました。

産業厚生委員会では、昨年、御坊市に行政視察に行き、報告書を提出しておりますが、やはり同様な事業で実績が芳しくなかったことも、皆さんに議席配付されて議員の皆様はご承知であろうかと思えます。議員それぞれいろいろな思いもあるかと思えますが、私はより慎重な財政運営を望む意味から、議第25号 平成27年度予算修正案に賛成するものです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

これより議第25号 平成27年度下田市一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する増田 清君及び森 温繁君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第25号 平成27年度下田市一般会計予算に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第25号 平成27年度下田市一般会計予算は、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 6分休憩

午後 2時16分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き討論、採決を行います。

次に、議第26号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算に反対の立場からの討論をさせていただきます。

先ほどの値上げ条例の10%を超える値上げのもとに、この会計予算は組まれてきているわけですが、その一方で特別養護老人ホームに入りたいという方々は150人を超える実態になっていようかと思えます。市内には2つの特別養護老人ホームがございますが、160床ほとんど満杯になっているという状態であります。明日にでも特養に入りたいという方々は40人いらっしゃると、こう言われているわけですが、この方々が入る施設もないと。まさに介護保険あってサービスなしという実態が残念ながら我が市の実態ではないかと思うわけであります。

一方で、地域包括支援センターのセンター長を置くというような形で職員を配置し、認知症のお年寄りの方々への対応をしていこうと、この姿勢は評価できると思いますが、実態的にはまだまだ不十分であると、こういう指摘をせざるを得ないと思うわけであります。

こういう実態から考えまして、平成27年度の介護の予算については、この不十分さを指摘して、反対の討論としておきたいと思うものであります。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） 議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算に賛成する立場で討論いたします。

先ほど可決された議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例が反映された予算でありますから、当然賛成ではあります、反対議員がご心配のなかなか施設に入所ができないという側面も一方ではございますが、他方、介護保険というのは居宅型に移行していることもございますし、また南伊豆に杉並区の施設ができるという中で、そちらで何人か受けていただけるということもございます。また、少しずつ下田に見合った予算の中でしっかりと介護保険は運営されているという観点から賛成するものです。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第30号 平成27年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第31号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成27年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 平成27年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年3月20日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。

賛同者につきましては、敬称を略させていただきます。

下田市議会議員、伊藤英雄、同、土屋雄二、同、鈴木 敬、同、大黒孝行、同、森 温繁、同、大川敏雄。

提案理由でございますが、地方自治法及び下田市議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴いまして所要の改正を行うためのものでございます。

次に、お手元の資料、下田市条例案の朗読をし、提案にかえさせていただきたいと思いません。

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例。

下田市議会委員会条例（昭和45年下田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

別表産業厚生委員会の項委員定数の欄中「7」を「6」に改めるものであります。

附則についてでございますが、施行期日。

1、この条例中第21条の改正規定は平成27年4月1日から、別表の改正規定は平成27年4月30日から施行する。

経過措置。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、

この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有するものであります。

なお、説明資料としまして、次についてございますので、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料が3ページ、4ページ、5ページと添付してございますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、議員の皆様にご報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、条例改正や新年度予算につきまして長時間ご審議いただきまして、まことにありがとうございます。御礼を申し上げさせていただきます。

ご審議の中でご指摘いただきました事項に対しましては、しっかりと受けとめまして、適切な予算執行に鋭意努めてまいり所存でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、職員の人事異動と退職者につきましてご報告を申し上げます。

まず、異動内示につきましては、本日、この3月20日ではありますが、本議会終了後予定をしております、規模的には、課長級9名を含む中規模な異動となります。退職者は、年度途中の退職者を含め8名、新規採用職員は7名、また引き続き静岡県後期高齢者医療広域連合、地方税滞納整理機構及び岩手県山田町へそれぞれ1名を派遣するところであります。

続きまして、この3月31日付で退職されます課長をご紹介申し上げます。

平山雅仁産業振興課長、長友勝範建設課長、鈴木俊一企画財政課長、原 鋪夫福祉事務所長、以上4名でございます。

平山産業振興課長につきましては23年、長友建設課長につきましては37年、鈴木企画財政課長につきましては38年、原福祉事務所長につきましては42年という長きにわたり職員として在職され、その間、議員の皆様方におかれましては身に余るご指導とご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。

後ほど本人からご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 次に、この3月31日をもって退職されます産業振興課長平山雅仁君、建設課長長友勝範君、企画財政課長鈴木俊一君、福祉事務所長原 鋪夫君の4名より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○産業振興課長（平山雅仁君） それでは、私より挨拶をさせていただきます。

議会終了後のお疲れのところお時間をいただきましてお礼を申し上げます。

私は、在職年数一番短いんですが、誕生月が早いということで、最初にご挨拶をさせていただきます。

平成4年の4月に私は下水道課のほうに採用されまして、以後、産業課、観光産業課、それから建設課、あと農林水産課、上下水道課というふうな形で、技師として職務を遂行して

まいりました。

それから、平成24年から3年間ではございますが、説明員として議会のほうに参加させていただくような形になりました。その中におきまして、議員の皆様には要望や、それから温かいご指導等をいただきました。しかしながら、それに十分にこたえることがなかなかできなかったこと、今試してみますと残念に思っています。

今後につきましては、ますます市がよりよくなって、開国のまちというところに目指していけることと、それから議会のますますの発展、それから議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○建設課長（長友勝範君） 私は技師として採用されまして、事業畑が一筋でございまして、仕事は公園、それから街路、そのようなものの建設に携わってまいりました。

議会のほうの出席は2カ年と短い期間でございましたが、議会があるたびに毎回緊張の連続でございまして、本当になかなか説明のほうで十分に来たのかなというのは毎回反省しておるところでございます。このような緊張の中から、4月以降はがらりと生活が変わるわけなんですけど、この緊張が緩んだ中で生活が一気に変わることへは早いうちに対応して、健康で過ごしていきたいと思っております。

私としましては、伊豆縦貫自動車道の建設に携わってきたことで、河津下田道路がいよいよ着工となるということでございます。これから10年、十何年先には、車で通ることができると思っておりますので、それまではしっかりと健康に留意しまして、自分でその道を運転できるような状態を保っていきたく思います。

2年間という短い時間でございましたが、どうもありがとうございました。（拍手）

○企画財政課長（鈴木俊一君） 私も企画財政課長を拝命しまして2年間という短い間でしたが、皆様のご質問等に答弁をさせていただいたつもりでございます。どれだけご満足いただけるご答弁をさせていただいたのか疑問に残ることもございます。この後、ゆっくり話せる機会もあろうかと思っておりますので、その辺につきましては、またいろいろお話をいただければと思います。

思い起こしますと、課長補佐時代に2回ほど課長のピンチヒッターということで、こちら側の席に2回ほど座らせていただいたことがあるんですけども、そのときは、実は余り緊張はしませんで、なぜか。なぜかといいますと、周りの先輩の課長さんたちにいろいろ教えていただきまして、これこれこういうときにあなたが質問があったら答えるんですよ、こういう順番ですよということを逐一教えてくれまして、それに運よく質問がなかったんで、そ

ういう局面もなかったんですけれども、いざ課長となりまして、2年前、25年6月が最初の議会であったかと思えますけれども、そのときを思い起こしますと、非常に緊張しまして、私だけペットボトルを持ち込みまして、喉を潤していた記憶がございます。そんなことで、冒頭申し上げましたような形で、どれだけのご答弁ができたのかなという部分の不安を抱えているところがございます。

38年間勤めさせていただきましたけれども、思い起こせばいろいろな職務につき、いろいろな仕事をしてきたつもりではありますけれども、一番印象に残っているのは、課長補佐時代に下田公園下の市有地の不法占拠問題、最終的な解決に至ることができたというのが非常に大きく印象に残っています。それはとりもなおさず、私一人がやったということではなくて、先輩諸氏の継続の仕事の中で、たまたまちょうど解決の時期に多分当たったんじゃないかなと自分では思うんです。そんなこともあってそれが一番印象に残ってはいるんですけども、その際には議員の皆様のご理解をいただきまして、無事に解決することができたのかなというふうに思っております。改めてお礼を申し上げます。

それから、これからまた一市民として、行政側も、それから議員さんの方も一生懸命またウォッチングさせていただきますので、そういった立場で市政全般、また関心を持っていきたいと思えます。またよろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私は昭和48年に職場につきまして、市長が言われたように42年間、職場のほうで仕事をさせていただきました。課長になったのは、市民課をはじめ市民課と福祉、この2カ所でございますが、毎日毎日、議会のほうに入るときが一番緊張して、なかなか思うような答弁ができなくて、大変ご迷惑をかけたかと思えます。

この42年を振り返りますと、一番思い出すのが、最初に入ったときの48年、わからず1年間過ごして、何だろうなという思いをしながら1年間やったんですが、その後がすごかったです。49年から伊豆沖地震、50年、51年と大きな雨で、蓮台寺の大きな水害ですね。そしてまた、53年には伊豆大島沖地震。本当にすごいところだなと。何しろ災害があると、家にも帰れず、いろいろなことをやってきたなということが一番思い浮かびます。

いろいろなところの課を回りましたので、いろいろ思い出ありますが、入ったころの印象が一番強く、それが思い起こされます。何しろこの42年間、皆様方のご指導とご鞭撻でこのように退職の時期を迎えることができ、本当によかったなと思えます。

本来であれば、大過なくというふうに言いたいところですが、昨年はいろいろ皆様方にご心配とご迷惑をおかけしたということがありまして、またそのときには議員の方々いろいろ

ろご助言とかお力添えをいただきまして、何とか乗り切ったかなというふうに思います。本当にありがとうございました。

結びになりますが、議員さん方もこれから健康に留意されまして、一層のご活躍をされることをご祈念させていただきまして、退職の挨拶とかえさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（土屋 忍君） ありがとうございました。席にお戻りください。

ただいまのご挨拶ありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分注意をされましてご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。（拍手）

○議長（土屋 忍君） これをもって平成27年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時46分閉会